

2015 年 10 月 23 日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**ブラジル向け 木材梱包材利用時における
国際基準 ISPM 準拠対応状況マニフェスト必須の件<訂正版>**

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2012 年付ブラジル農畜産業保護局 (Secretário de Defesa Agropecuária: SDA) 規範命令 (Instrução Normativa) の強化に伴うブラジル税関システム SISCARGA の仕様変更に伴い、マニフェスト情報において木材梱包材の対応状況を申告する事が義務づけられました。

つきましては弊社への B/L Instruction 送付時に下記情報を記載頂きたく、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 記載項目: 木材梱包材利用時における国際基準 ISPM 準拠対応状況
2. 対象貨物: ブラジル向け貨物
3. 記載方法: B/L Instruction に記載

B/L Instruction 送付形態	記載方法
NACCS	ACL01 の画面番号 106 「記事欄」に 下記 4 項目の英文いずれかを記載
メール添付・FAX	B/L Instruction 内 check box から選択 (下記リンク先blankフォームをご利用ください)
	http://www.moljapan.co.jp/booking/bl/index.html http://www.moljapan.co.jp/booking/blankform/index.html

- **Not - treated and not - certified** <未対応、証明書未発行>
- **Processed** <加工済木材を利用>
- **Treated and certified** <対応・マーキング済>
- **Not Applicable** (in case it is not wooden material) <規制対象となる木材梱包材なし>

4. 適用開始日: 即時適用

注1) 本船出港済、B/L Instruction 受領済分につきましてはご連絡頂く必要はございません。

注2) ご連絡頂いた内容は B/L 面上には記載されません。

注3) ブラジル向け輸出貨物において木材梱包材を利用する場合は植物検疫措置に関する国際基準 ISPM(International Standard for Phytosanitary Measures) No.15「国際貿易における木材梱包材の規制」に即した消毒、表示等が必要となり、2012年4月26日付同国農畜産業保護局(Secretário de Defesa Agropecuária: SDA)規範命令(Instrução Normativa)がこれを定めております。

下記ウェブサイトにおきましても御参照頂きますようお願い申し上げます。

ブラジル農畜産業保護局(SDA)ウェブサイト

<http://www.agricultura.gov.br/portal/page/portal/Internet-MAPA/pagina-inicial>

国際連合食糧農業機関(FAO)ウェブサイト

<http://www.fao.org/home/en/>

JETRO 木材梱包材で貨物を送る際の規制:ブラジル向け輸出

<http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000952.html>

お問い合わせは、弊社各営業担当までお願い致します。

以上